

下呂商工会だより

令和4年7月吉日（文月）発行：下呂商工会
TEL：0576-25-5522
下呂市森 801-10
<https://www.gifushoko.or.jp/gero/>

下呂温泉まつり「下呂おどり」

今年は3年ぶりに8月1日から「下呂温泉まつり」が開催されます。下呂おどりにつきましても、例年の民謡ながしは実施できませんが、下呂おどりについては8月3日のみ開催することが決定しました。下呂温泉まつりを盛り上げるためにも、会員の皆様に下呂おどりに参加頂きますようよろしくお願ひ致します。

◆下呂おどり◆

日付：令和4年8月3日（水）
時間：午後9時頃～午後10時30分
場所：しらさぎ橋上
※中止の場合は当日の午後7時に
決定し同報無線で周知いたします。



ウッドショックの影響を受けている工務店等を支援 住宅用県産材高騰対策緊急支援事業

ウッドショックの影響などによる木材価格の高騰に伴い住宅価格が上昇し、住宅建築のマインドが冷え込み、県内の木造住宅着工戸数は前年割れの状況が続いています。こうした中、岐阜県では木造住宅着工戸数を下支えするため、県産材を一定量以上使用した県内工務店等に対し木材価格の上昇に伴う割増経費の一部として最大100万円を助成します。

【補助要件】

①補助申請できる事業者

県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する工務店・大工等。

②補助対象となる住宅

- 令和4年7月1日以降に事業着手し、令和5年2月28日までに事業完了する住宅。
- 建築主が自ら又は家族が居住するため県内外に新築する一戸建て木造住宅。
- 県産材を構造材の60%以上使用した住宅。
- 1棟当たりの補助金の合計が40万円以上となること。
- ぎふの木で家づくり協力工務店に認定されている者。または、事業実施後、認定を受ける者。
- 補助金は変更契約などにより建築主に全額還元すること。

【補助金額】

県産材住宅1棟あたり40万円～100万円

【申請期間】

令和4年7月1日（金）～令和5年1月31日（火）

【申請先】

- 県内に建設する住宅…建設場所を所管する県農林事務所
- 県外に建設する住宅…岐阜県林政部県産材流通課

【お問い合わせ先】

岐阜県産材流通課 木造建築推進室 販路拡大係
直通電話：058-272-8487



ポイント・・・こちらは下呂市の事業です！

下呂市の木を使って森や地域を守り育てよう「下呂の森が育んだ木の家推進事業」

下呂市産の木を使った住宅の新築・増改築に助成されるもので、下呂市と協定を締結した建築事業者を通じて、「助成金」と「木工製品」が建築主等に贈呈されるものです。

申請者である建築事業者を下呂市が助成し、協定にもとづき建築事業者が建築主等を支援することとなります。

※お問合せ：下呂市農林部林務課 0576-53-2010（内線143）

飲食店の換気設備工事を補助！ 岐阜県飲食店換気対策支援補助金

「飲食」はマスクを外すことで感染リスクが高まる場面であり、換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多いとされていることから、飲食店において効果的な換気を行うことが重要です。岐阜県では、飲食店に対する「換気設備工事」及びこれに付随する「空気清浄機の購入」を支援することで、効果的な換気を行い更なる感染対策の徹底を促進するとともに、これにより県民が安心して飲食店を利用することに資することを目的として本事業を実施します。



【補助対象者】

県内で飲食店を営む事業者のうち「岐阜県新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」（第三者認証）を取得した事業者

【補助対象経費】

①換気設備工事費 ※エアコンは換気機能付であっても対象外となります。

- 客席部分の換気を主たる目的とした換気設備であること。
- 換気設備は、外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時30立方メートル）を確保すること。
- 設置する換気設備が建築物に固定されていること。

②空気清浄機購入費 ※空気清浄機の購入費のみの補助金の申請はできません。

- HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5立方メートル程度以上のものを使用すること。

【補助対象期間】

令和4年1月1日以降に契約・工事・購入し、令和4年10月31日までに工事完了・納品・支払いが完了しているもの。

【補助金額】

補助率：補助対象経費の10／10

①換気設備工事費・・・上限50万円

②空気清浄機購入費・・・上限10万円（1店舗1台限り）

【募集期間】

令和4年6月30日（木）～9月30日（金）

【応募方法・お問合せ先】

岐阜県HPより申請用紙をダウンロードし郵送。

補助金センター：058-260-5515

下呂市の新型コロナウイルス感染症に伴う支援

☆『下呂市事業者月次支援金（第2弾）』※今月末締切

新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和4年1月～3月いずれかの月の売上が平成31年～令和3年の同月と比べて（※）50%以上または15%以上50%未満減少した事業者であること（※白色申告等を行った事業者は、平成31年～令和3年のいずれかの年の月平均の売上と比べることとする）。

また、事業者にあっては、以下の要件を満たすこと。

- ・コロナウイルス感染症の影響による対象月の売上の減少。
- ・支援金の受給後も事業を継続する意思を示す事業者。
- ・事業所等が市内にある中小法人等、または、令和4年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等、または、下呂市内の事業所等で下呂市民を雇用している個人事業者等であること。

【申請期間】

令和4年4月11日（月）～7月29日（金）

【給付額】

1月～3月それぞれを対象に、上限額と算定した額のどちらか低い金額を給付。

【申請方法】窓口申請

下呂市役所観光商工部または各地区振興事務所へ提出。

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 24-2222（内線162）

★『下呂市感染症対策消耗品購入支援事業』

市内の事業者が新型コロナウイルス感染防止に取り組むために必要な消耗品の購入費の一部を補助するものです。

【対象者】

市内に事業所等を置き、事業継続の意思を示す事業者

※岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得が必要。



【公募期間】

令和4年5月26日（木）～令和4年11月30日（水）

【補助率・補助金額】

補助対象経費の1／2 上限5万円 ※1回のみ

【補助対象経費】

新型コロナウイルス感染症を予防しながら事業に取り組むために、継続的な購入が必要である単価3万円以下の消耗品（自作のものは合計で3万円以下）。

- ①消毒・除菌用品・・・アルコール消毒液、除菌シート（アルコール成分配合）等
- ②使い捨て消耗品・・・マスク、マスクケース、使い捨て手袋等
- ③非接触用・遮蔽用物品・・・アクリルパーテーション、フェイスシールド等

※令和4年4月1日以降に購入し、令和4年12月31日までに支払いが完了したものを対象とします。（カード払いの場合は口座からの引落しをもって支払い完了）

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 24-2222（内線163）

「原油価格・物価高騰対策枠」
岐阜県版小規模事業者持続化補助金

5月18日締め切りであった「岐阜県版小規模事業者持続化補助金」について、「長期化する新型コロナの影響に加え、『原油価格・物価高騰等に苦しむ』事業者がより良い事業を実施すること」を目的とした2次募集が開始されました。

本補助金の事業目的を十分にご理解いただき、今後の経営計画にあわせ、補助金申請にぜひチャレンジしてみてください。

【募集期間】

令和4年7月7日（木）～7月29日（金）

【補助金額】

300万円（補助率：2/3）

【事業者支援確認書受付締切】（商工会の確認書です）

令和4年7月22日（金）

【採択時期】

令和4年8月下旬～9月上旬（予定）

【事業実施期間】

交付決定日から本年12月31日（土）※支払い等が完了

※事業実施期間が短くなっていますので、補助事業として取り組む内容は12月31日までに完了できるものとしていただく必要があります。

補助金の申請には経営計画書の策定が必要となります。補助金のご相談はお早めに！

日本政策金融公庫「マル経融資」

小規模事業者を対象に、経営の円滑化を図るために運転資金・機械等導入のための設備資金などについての融資相談を行っています。相談内容により紹介する融資制度も様々ですが、商工会・商工会議所で取り扱うことができる日本政策金融公庫の「マル経融資」をご紹介します。

★日本政策金融公庫 「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」

◎融資限度額 2,000万円以内

◎返済期間 運転資金：7年以内 設備資金：10年以内

◎保証人・担保 無担保・無保証人（保証協会の保証も不要）

◎借入利率 年利1.22%（令和4年7月1日現在）

※コロナ感染症関連

売上減少等の状況により、-0.9%利率の適用、据置期間延長等の適用があります。

すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

「熱中症予防対策の徹底を図ろう！」

厚生労働省は、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては熱中症発生時に速やかに適切な対応を行うために必要な「初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備」、熱中症の発症リスクの高い作業者に対応するために必要な「暑熱順化が不足していると考えられる者の把握」、熱中症を発生させないために必要な「WBGT値の実測とその結果を踏まえた対策の実施」について重点的に呼びかけます。

今年は特に厳しい暑さです。今月7月は「重点取組期間」となっています。職場全体で熱中症予防に取り組みましょう！



※詳しくは、厚生労働省のホームページをごらんください。